

県北広域振興局長告示第50号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり廃止した。

平成30年10月12日

県北広域振興局長 南 敏 幸

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	廃止年月日
久慈市寺里第30地割7番8及び7番9	16.00	4.00	平成30年9月25日